

## 抜打ち状況調査実施要領

### (目的)

第1条 この実施要領は、財務部契約課(次項において「契約課」という。)が請負契約する工事において、工事等検査規則(平成19年横須賀市規則第24号)第12条(第2項第1号を除く。)に基づき、抜打ち的に現場の状況調査を実施することにより、施工体制、配置技術者、安全管理等の実態について把握し、不良・不適格工事を防止することを目的として定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 対象とする工事は、契約課で契約する工事(単価契約は除く。)のうち、建設部土木計画課長(以下「土木計画課長」という。)が選定するものとする。

### (調査の時期)

第3条 調査の実施は、土木計画課長が適切な時期を選んで随時行うものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、抜打ち状況調査依頼書(第1号様式)により、土木計画課長に調査を依頼することができる。

### (検査員)

第4条 土木計画課長は、抜打ち状況調査実施予定表(第2号様式)に基づき、検査員を指名し、調査を行わせるものとする。

2 検査員は、2名以上を1組として、調査を行うものとする。

### (調査の実施方法)

第5条 検査員は、契約者及び工事主管課に事前通告せずに、調査を実施するものとする。ただし、必要に応じて、工事主管課長又は監督員の立会いを求めることができる。

2 調査を行う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 工事の施工体制の確認
- (2) 工事の配置技術者の確認
- (3) 工事の安全管理の確認
- (4) その他必要と認めるもの

### (調査の報告等)

第6条 検査員は、調査の結果を抜打ち状況調査報告書(第3号様式)により、土木計画課長に報告するものとする。

2 土木計画課長は、前項の規定による調査結果を工事主管課長等に通知するものとする。

### (その他の事項)

第7条 この実施要領により実施し難い場合は、実施方法等について土木計画課長と協議するものとする。

## 附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

抜打ち状況調査依頼書

年 月 日

様

工事主管課長

下記工事の抜打ち状況調査を依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日～ 年 月 日
請 負 金 額	¥
請 負 者	
調査希望年月日	年 月 日
監 督 員	
依 頼 理 由	

第2号様式（第4第1項関係）

抜打ち状況調査実施予定表

○月分

番号	契約番号	工事名	請負者	請負金額	工期	工事主管課	検査員	検査員	調査日

### 抜打ち状況調査報告書

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
請 負 金 額			
請 負 者			
現 場 代 理 人			
技 術 者			
調 査 年 月 日	年 月 日		
報 告 事 項			
<p>1-① 配置技術者等の確認</p> <p>1-② 現場における施工体系図等の確認</p> <p>1-③ 標識等の設置状況</p> <p>2-① 現場の災害防止対策</p> <p>2-② 一般交通への安全対策</p> <p>その他</p>			
検 査 員			
検 査 員			
監 督 員 (立会いをした場合)			

